



モーリタニアの死刑囚が自由の身に！

死刑を宣告されていたプロガー、モハメド・ウルド・シェイク・ムカイタさんが、間もなく釈放されます。



ムカイタさん@Amnesty

ムカイタさんは、2014年に自分のフェイスブックに、「宗教、宗教性、鍛冶屋」と題して、鍛冶職人階級に対する差別に宗教を利用することを強く非難する記事を掲載しました。それが「背教罪」とみなされ、死刑判決を受けました。

言論の自由を認めず、有罪で死刑とは、言語道断です。アムネスティでは、ムカイタさんの問題を取り上げ、死刑判決の破棄と裁判のやり直しを求めました。2016年には事務総長を含むアムネスティ代表団が同国を訪問し、人権状況の改善を訴えました。そして、ヌアデ控訴裁判所は11月9日、死刑判決を破棄し、実刑2年の大幅な減刑判決を下しました。その時点でムカイタさんはすでに4年間収監されていたため、近く釈放されることになりました。

今回の判決は、私たちの運動の成果かもしれません。ご協力いただいたすべての方々に感謝申し上げます。

マレーシアの活動家、捜査終了で自由の身に！

マレーシア警察は、自由で公正な選挙を求めるデモを組織したため、治安法の「有害な活動」に当たるとして罪に問われていたマリア・チン・アブドゥラさんの捜査を打ち切ると発表しました。チンさんは昨年11月に拘束され、10日間勾留された後、保釈されました。その後も捜査は続いていました。捜査の打ち切りで、晴れて自由の身になりました。

チンさんは昨年11月に、民主主義に有害な活動をして治安法違反の容疑で逮捕され、テロ行為防止と国家

安全保障会議に関する法律(SOSMA)が適用されたため、28日間の勾留命令を受けました。SOSMAには、「治安と国家の安全に関わる場合を除き、何人も政治的活動や信条で逮捕されない」と明記されているにもかかわらず、チンさんは、自由で公正な選挙を求めるデモを組織しただけでこの法律を適用されていました。この背景には、活動や政府批判を妨害し封じる、当局の意図があったと思われます。

チンさんは、「私の逮捕を問題視して行動を起こし、政府に手紙を送ってくださった方々に感謝します。マレーシアの人権や民主主義は、私たちの目標からは程遠い状況ですが、これからも辛抱強く運動していきます」と感謝のコメントを寄せてくださいました。要請文を送ってくださった方々に心より感謝します。ありがとうございました。

メキシコ女性たち、国を人権裁判所の被告人席へ

11年前、メキシコ州サンサルバドル・アテンコで、理由もなく警察に捉えられ、虐待と性的暴力を受けた女性11人の訴えが実り、11月16日と27日、サンホセ(コスタリカ)の米州人権裁判所は、メキシコ政府を被告人席に立たせたのです。判決は数ヶ月後に言い渡されます。

アムネスティは、8年間にわたりこの問題を取り上げ、昨今の同裁判所の対応も注視してきました。また、アムネスティは裁判所に対して、事件の第三者として、拷問や性的暴力の捜査に関する国際基準などの文書を提出しました。アテンコ女性と弁護人は、アムネスティの支援に感謝し、多数のお礼のメッセージを送ってくれました。



アテンコの女性 米州人権裁判所前 ©Centro Prodh

UA ニュース

www.amnesty.or.jp

アムネスティ・インターナショナル日本 UA センター

AMNESTY
INTERNATIONAL



発行 2017年12月25日

ガンビア政府、不当逮捕・拘禁の賠償へ

去る11月2日はジャーナリストへの犯罪不処罰をなくす国際デーでした。その日ガンビア政府は、前政権の下で不当な逮捕・強制失踪を受け亡くなったジャーナリスト、エブリマ・マネさんの家族に賠償の意思があることを表明しました。



西アフリカ諸国経済共同体裁判所は2008年6月、マネさんの逮捕と拘禁を違法と認定し、ガンビアに即時釈放と損害賠償金10万ドルの支払いを命じましたが、当時の政権は、この判決を無視しました。政府の表明は、この判決命令を履行することを意味します。

法務省の担当者は、マネさんと他の2人のジャーナリストのそれぞれの家族と面会し、賠償について協議しました。再度の話し合いを待って内容が確定し、賠償が開始されます。マネさんが帰らぬ人となった今では、遅きに失いますが、大きな前進ではあります。

アムネスティは、現政府が人権侵害への対応に前向きなこの機会に、マネさんの獄中死の真相究明とその関係者の処罰を改めて求めていきます。

クリミアの反ロシア活動家が釈放！

クリミア系タタール人の著名な活動家であり、クリミア系タタール人議会議長イルミ・ウメロフさんと、共に活動するアクテム・チゴズさんが釈放され、ウクライナに戻ることができました。

ロシアのクリミア占領を厳しく批判した2人は、「ロシア連邦に対してテロ行為を呼び掛けた」として、9月27日、クリミア・シンフェロポールの裁判で、流刑2年と2年の公的活動禁止の判決を受けました。検察側は執行猶予を求めていたにもかかわらず、実刑判決が出されたのです。

ウメロフさんは、証言の最後に「私の起訴は、ロシア政府のクリミア占領に反対する人びとに対する圧力以外の何物でもない」と吐き捨てるように述べました。実刑判決は、その圧力を象徴するものであり、弁護団は即時抗告しました。上級審の判断により釈放が認められ、10月25日、トルコ経由でウクライナに帰国することができました。

2人にとって、特にパーキンソン病、糖尿病、心臓病を患っているウメロフさんにとって、必要な医療措置を期待できない監獄生活を免れたことは、大きな安堵です。



イルミ・ウメロフさん © RFE/RL

UA ニュース

発行:アムネスティ・インターナショナル日本

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-12-14 晴花ビル7F

TEL:03-3518-6777 FAX:03-3518-6778

E-mail:uaoffice@amnesty.or.jp

UA 年会費 3000円

郵便振替 00120-9-133251

加入者名 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本